

交通規制および駐車場

図のように、交通規制および駐車場が指定しております。

交通の妨げにならないよう指定された駐車場以外は駐車しないようにお願いします。



家族そろって
観戦ください

太鳳合戦

6月 7.8.9日

毎月一日は「省エネルギーの日」

テレビ

着々と進む絵付け作業

豪社日本一

テレビの視聴時間を1日1時間短縮すると、年間1世帯当たり約49kWhの節約になります。

日本全国では年間約20億kWhになり、この量は札幌市の年間電力消費量に相当します。

※節約のポイント

こまめにスイッチを切りましょう。また、スイッチを入れるとすぐ映像の出る瞬間受像式のテレビは、スイッチを切っても電流が流れていますから、外出やお休み前にはコンセントを抜きましょう。

● 先月号で、つぎの三ヶ所にあります ● 三ページ人事移動で「中条保育所・高橋京子」さんは「中条保育所・高橋京子」さんがあまりでした。	● 表紙今月の納税で「軽自動車税(全期)」は五月納税のあまりでした。	● 三ページ人事移動で「中条保育所・高橋京子」さんは「中条保育所・高橋京子」さんがあまりでした。
● 每週火曜日午後1時~4時 ● 中之島村公民館	みなさん 声 を お寄せください	みなさんの 声 を お寄せください

おわび

先月号で、つぎの三ヶ所にあります
● 三ページ人事移動で「中条保育所・高橋京子」さんは「中条保育所・高橋京子」さんがあまりでした。

広報 なかのしま

5月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002



人口のうごき

4月1日現在		
() 内は前月比		
人口	11,239人	(+11)
男	5,520人	(+1)
女	5,719人	(+10)
世帯数	2,232戸	(+7)

(五月五日)
中野東善正寺にて

第七回
戦没者追憶祭

なりました



に



今月の納税
▷ 軽自動車税(全期)
▷ 保育料(5月分)

石油燃焼機器と 周囲との離隔距離が 義務づけられました ～与板郷消防署より～

去る4月9日に開かれた与板郷消防委員会において、つぎの火災予防条例の一部改正も議決されましたのでお知らせいたします。

これまでの火災予防条例では、石油燃焼機器（石油フロガマ、石油ストーブ、石油コンロ等）を設置する場合「火災予防上安全な位置に設置すること」となっておりましたが、今回の一部改正により、その設置位置から周囲（機器設置場所の上方、側方、前方、後方）に離隔距離をとることが義務づけられました。

つきましては、石油燃焼機器を現在設置されておられる方、また、これから新築、増改築により設置計画のある方は、つぎの表による離隔距離を適正にとらなければなりませんのでご注意ください。

詳しくは与板郷消防本部予防係へお問い合わせください。☎(025872)2572代

石油燃焼機器と周囲の 可燃物との離隔距離

種類	項目				距離(単位cm)
	上方	側方	前方	後方	
液体燃料ふろがま	60	15	15	15	
液体燃料温風暖房機	100	15	15	15	
ボイラー	100	15	100	15	
液体燃料ストーブ	60	10	100	10	
ボット式	100	15	150	15	
強制対流形	150	100	100	100	
強制給排気式	60	10	100	10	
給湯湯沸設備	60	15	15	15	
液体燃料対流形	100	50	50	50	
移動式ストーブ	100	50	100	20	
液体燃料こんろ	100	15	15	15	

石油燃焼機器と防熱板等との 離隔距離

種類	項目			距離(単位cm)
	上方	側方	後方	
液体燃料ふろがま	50	5	5	
液体燃料温風暖房機	80	5	5	
ボイラー	50	5	5	
液体燃料ストーブ	50	5	5	
ボット式	80	5	5	
強制対流形	120	100	100	
強制給排気式	50	5	5	
給湯湯沸設備	50	5	5	
液体燃料対流式	80	30	30	
移動式ストーブ	80	30	5	
液体燃料こんろ	80	—	—	

*防熱板等とは不燃材のこととご理解ください。

むし歯の予防に欠かせないのが歯の「清掃」——歯をみがくことです。理想的には、飲んだり食べたりしたあとは必ず歯をみがくのがいちばんですが、少なくとも寝る前の歯みがきと、食事やおやつのあとでの「ブクブクがい」の二つは実行させたいのです。

最初は子供もいやがり、多少めんどうかもしれません、慣れてしまえば、なんでもあります。そのためには、お母さんが子供といっしょになつて正しい歯みがきのお手本を見せてやるのがよいでしょう。

歯と歯肉への 歯ブラシの当て方



歯ブラシの持ち方



歯ブラシの毛束の横を歯と歯肉のつけ根にあてる

1



1の位置から歯ブラシの柄を約45度ねじり、毛先の横で歯肉を強く圧迫する

2



ブラシの柄をねじり歯の先の方に向かわせる。歯と歯の間にも毛先を入れてよく磨く

歯みがきを習慣づけよう

前歯がはえ
そろつたら

水を含ませた清潔なガーゼや
脱脂綿を指先にまきつけて、歯

の表面のよごれを軽くふきとつ
てやります。

お誕生日を
迎えたら

歯並びが悪い
のは、顔だちに
ひびくばかりで
なく、むし歯や
歯周疾患の原因
になります。

むし歯の痛み
がひどいと、子

供は心身ともにまいってしまい、
その結果は食欲不振、偏食とい
う悪循環をたどることになります。
発育ばかりの子供の身長や
体重の横ばい状態がよくみられ
るもの、むし歯が原因である場
合が多いのです。

また、むし歯のために微熱が
続々、リンパ腫がはれ、さら

に心臓病や腎炎などの全身病を

だつけなくともかまいません。

2歳を
過ぎたら

子供に歯ぶらしを持たせて、
自分でみがく練習を始めますよ。

自分でもみがく練習を始めますよ。

最初はみがき方にこだわらず、
自分でみがくという習慣づけに

重点をおきましょう。ただし、

この場合、歯みがきは、ま

た、むし歯のためには微熱が
続々、リンパ腫がはれ、さら

に心臓病や腎炎などの全身病を

起こす場合もあります。

そのほか、むし歯がひどいと、
人前に出てもひけ目を感じたり、
正しい発音ができにくいために、
話すのが苦痛となり、内向的な
性格になることもあります。そ

して、場合によつては知能の發
達にまで影響を与えることがあります。

乳歯を大切に――。

3歳を
過ぎたら

正しいみがきだけはさせない
よう気をつけてください。

極端な横みがきだけはさせない
よう気をつけてください。

正しいみがき方のトレーニン
グ時期です。上の歯は上から下

へ、下の歯は下から上へ。かみ

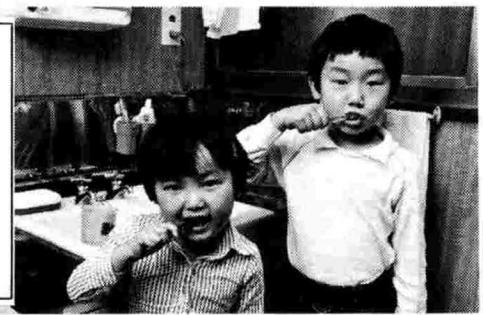
あわせ面は、小さな前後運動で、
かき出すようにみがきます。

乳歯を大切に――。

よい歯で よくかみ よいからだ

6月4日～10日
歯の衛生週間

子供と歯



むし歯予防は、まず歯みがきから

心身の健康と切つても切れない関係にある歯——その歯をいつまでも丈夫に保つことが大切です。歯の「健康保持」はまずむし歯予防から――ということかことしの重点目標は「歯や口中をいつもきれいに」です。とくに子供の場合、歯の良し悪しは心身の成長に大きな影響を与えます。丈夫な子供は健康な歯から――子供の成長とかから歯を清潔に保つことが大切です。

六月（む）四（し）日から一週間「歯の衛生週間」が行われます。

左の表からもおわかりのように、毎年むし歯の保有率はさがっていますが、むし歯の平均本数は増える傾向にあります。

年	むし歯のある子供の割合	一人当たり
五〇四年	二七・一%	二・六本
二二六年	二三・四%	二・九本
二二九年	二・六本	二・九本



二歳児の22・4%は
むし歯にかかる

会告 議報

三月定例村議会

るところでございますが、一部をある会社の倉庫として貸してあるわけでございます。あるものを利用することは結構なことと存じますが、その火元が心配でございます、万一火災があつた場合だれがその責任をとるようになっているのかお伺いしたい。

村議会の三月定例会の本会議は三月十日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が六議員により行われた。

その要旨について掲載します。

一般質問と答弁(要旨)

中之島村の保育料について

△中之島村の保育料は郡内一町二村の保育料の比較した場合どのようになつてあるかお聞かせいただきたい。

保育所の統合と幼稚園の設置について

大野久夫議員



旧中野小学校の管理について

年末業務と



高木三郎議員

休日について

生産調整と米価陳情について

△わたしの調べたところによりますと、休日に関する太政官布告二号は現在でも生きており、職員の休日休暇に関する条例もこれに従うようになつておりますが、今まで村長は村民サービスということで十二月の二十九日、三十日の二日間職員を勤務させていたわけですが、そういうところをみますと法律違反ではないかと考えますが、今後も村長はそれをやつしていくつもりであるか、また方法を変えるということをお考えであるかどうかお聞きをしたい。

中学校の統合と視聴覚教育の充実について

年末業務と

△現在、上通小学校は老朽校舎に指定になつていないので、いろいろの面から建設は遅れるのではないかと考えざるを得ないわけでございます。その休む間に中学校の統合を考えたらいでのではなくかと考えます。わたしは栄の中学校に行つて参ります。

斎藤村長

△第一点の年末の休日についてご指摘がございましたが、普通であると十二月二十九日から一月四日まで休むことになりますけれども、年末になつて住民票とか印鑑証明が欲しいといつておいでなれば、わざわざ見地から近隣の市町村の例などを聞きまして、二十九日、三十日の二日間がんばつていただき、一月に入つてからその代休を与えるということで、ここ一・二年実施をしてお



大竹彰作議員

第84号 広報なかのしま 昭和55年5月15日

大野久夫議員



旧中野小学校の管理について

年末業務と

休日について

生産調整と米価陳情について

△農業委員会の米価陳情に対する予算は去年の半分だというように聞いておりますけれども、今の時代に中之島村が行つたとて米価が上がるわけはないから、そんなむだを省く必要があるというかたもあるかもわかりませんが、基幹産業である農業に対しても、わたしはやはり村長が先頭に立つて米価闘争であろうがすべての問題に立ち向かうべきではなかろうかと思いますが、お考えをお聞きしたい。

斎藤村長

△第一点の年末の休日についてご指摘がございましたが、普通であると十二月二十九日から一月四日ま

ります。しかしこれは悪いことではないと思いませんけれども、条例違反だとおっしゃられると言ひ返す言葉はないわけでございます。いずれ条例に設けて実施をするか、今年からやめるか、はつきりさせたいと思っております。

△次に中学校の統合でございますが、たしかに一村一校が理想だと考えます。今参考になるお話しを聞かせていただいて大いに勉強になつたわけでございますが、まず校舎の建設の問題が先であつて、中身の視聴覚教育の整備の問題については、先進地の例などをよく勉強したうえでやるべきだと考えております。いずれそういう段階になつたら、基金でも積み立てて本格的に統合の問題に取り組むべきだと考えております。

△次に農業行政でございますけれども、たまたま農業委員の米価陳情の予算を削つたではないかというお話しでございますが、農業委員が全員して行くとかたは、他の団体に比べて村費を使い過ぎるのではないかという考え方、ちなみに他町村をみましたが、まずは校舎の建設の問題が先であつて、中身の視聴覚教育の整備の問題については、先進地の例などをよく勉強したうえでやるべきだと考えております。いずれそういう段階になつたら、基金でも積み立てて本格的に統合の問題に取り組むべきだと考えております。

△次に農業行政でございますが、たまたま農業委員の米価陳情の予算を削つたではないかというお話しでございますが、農業委員が全員して行くとかたは、他の団体に比べて村費を使い過ぎるのではないかという考え方、ちなみに他町村をみましたが、まずは校舎の建設の問題が先であつて、中身の視聴覚教育の整備の問題については、先進地の例などをよく勉強したうえでやるべきだと考えております。いずれそういう段階になつたら、基金でも積み立てて本格的に統合の問題に取り組むべきだと考えております。

△次に農業行政でございますが、たまたま農業委員の米価陳情の予算を削つたではないかというお話しでございますが、農業委員が全員して行くとかたは、他の団体に比べて村費を使い過ぎるのではないかという考え方、ちなみに他町村をみましたが、まずは校舎の建設の問題が先であつて、中身の視聴覚教育の整備の問題については、先進地の例などをよく勉強したうえでやるべきだと考えております。いずれそういう段階になつたら、基金でも積み立てて本格的に統合の問題に取り組むべきだと考えております。

～あぶないよ あるきながらの ふざけっこ～

つてもらいたいわけでございますが、決意のほどをお聞きしたい。

余り米の消費拡大について

●斎藤村長

▽八十年代の日本の農業は、米の生産過剰から一段と深刻化しており、わが国の水田面積の約三分の一の転作が必要とされています。本村におきましても昨年の約倍にあたる二五〇ヘクタールの生産調整が行われるわけで、農家は頭を痛めているわけでございます。私はこの悩みを解消するためには米の消費拡大を図らなければならないと思います。米の消費拡大を実効あるものにするために、婦人会や生活改善グループ、各種団体に協力を求めて、米に対する認識を啓蒙しなければならないと思いますが、村長のお考えをお聞きしたい。

▽八十年代の日本の農業は、米の生産過剰から一段と深刻化しており、わが国の水田面積の約三分の一の転作が必要とされています。本村におきましては充分認識しておられるのではないかと存じております。私はこの悩みを解消するためには米の消費拡大を図らなければならないと思います。米の消費拡大を実効あるものにするために、婦人会や生活改善グループ、各種団体に協力を求めて、米に対する認識を啓蒙しなければならないと思いますが、村長のお考えをお聞きしたい。

米飯給食の完全実施と

●山崎教育長

▽このことについて昨年中島議員が質問されたとき、いま週二回だが今後三回実施するように検討したいということでした。検討されたかどうかお答え願いたい。それから、現在週二回の米飯給食が行われておりますが、残りの三回は母親が作った弁当を持参させるか、もしくは学校で作つて同じものを食べさせることにすれば、現在の態勢でも実施できるのではないかと思いますが、本村の基幹産業である農業を育てる意味からも、勇断をもつて実施に踏み切ることを考えております。

▽米飯給食を週二回から三回にということで、学校をとおして調査をいたしましたが、いろいろ問題がでております。たとえばパン食にすると三十分くらいの時間のところ、米飯にすると二時間半から三時間もかかるということ、米のほうがたんぱく質であるとかビタミンA・B・Cが不足しているのでその副食を考えなければならぬということ、また炊飯施設が思うようにできていないという問題もございますし、子供たちにはパンを好むものもでまいります。週二回を三回にするということは、先生がたにお聞きしますと施設の面とか経費の面、人の問題とかで過重になるというようなことがございます。それから弁当持参というお話しがございましたが、母親の愛情のこもった弁当は大変結構な面もあるわけござりますけれども、さきほど申し上げましたように子供の好みの問題とか、学校の職員の問題とかいろいろありますので、検討してみなければなりませんいかと思いますけれども、いま直ぐするというようないところまでいかないのが実態でございます。

▽村長は十二月定例会において、農家に対する転作物の意欲を強く打ち出されたわけでございますが、もし農家に意欲がないとするならば、村の立場において意欲を起させるのも、ひとつの行政としての指導ではないかと思います。反対いくらという補助事業も大切ですけれども、本村の転作物にされようとしている大豆・麦に対しても価格補償制度を設けることも考えられます。農業に対する村のひとつ姿勢として、この問題に取り組むべきではないかと思いますが、お考えをお聞きしたい。

次に集団転作の問題でございますが、村当局は集団転作を柱としてそれを推進すべく努力されておりますが、まだ指導が末端まで行き届いていないようになります。集団転作をどのような形でどのようにして推進されるのか、お聞きしたい。

生産調整と集団転作について



池之上鶴吉議員

▽中之島村は麦と大豆が大事な転作作物だといふことでございますが、自分でやるといつても労働力がかかり機械にも相当経費がかかりますので、それではだれも身動きしないわけでございます。とにかく麦を作つたらどのくらい収量が上がるのか、それは

ござります。これを整備するために村で専門の機械を購入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

●斎藤村長

農地流動化と工場誘置について

どれくらいに売れるのか、転作奨励金はどうか、機械の補助金はどれくらいになるのか、そういう数字を村で集められて、こういう形でやるならば採算が合うから集団化をやらないかと、いう道路は簡単なものでないと存じます。しかし来るという工場があれば、農振法をはずすとか、道路や下水路を整備することには村として可能な限りめんどうをたいと考えております。

▽第一点は転作によって作られた農作物の価格の補償についてということですが、県に農産物価格安定基金協会というものがございます。これには十八品目からあります。赤城の大根とか津南のすいかとかいうように、団地になつて量産できるようなどころはこれに入しております。値くずれを防ぐしきみの機関があることを申し上げておきます。大豆や麦については、一つの標準が決められておりまして、品質さえよければ農協でそれ相当の価格で引き取るといふことは、ご承知のことと存じます。

▽次に農道の問題でございますが、どの道へ行っても草が生えて困っているのが現状でございます。村でそういう機械を買つてもあととの維持管理がうまくいかないというのが実例でございますので、機械を使つて効果があるかどうか検討を加えたうえ、業者に手持ちの機械があつたら借り上げてどうかということを考えております。

生産調整の行政指導について



松井征一議員

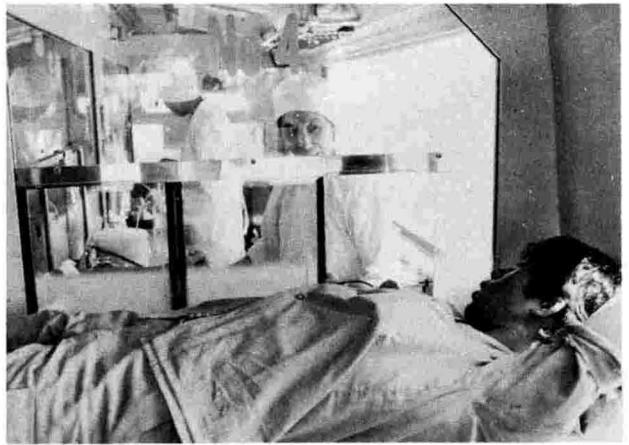
▽第一点の工場誘置の問題、これは全くわたしの切実な願いでございます。工場を誘置する一つの例として、今おっしゃった農免道路から直に国道八号線と一六号線を結ぶ道路がありますが、これは出入りする場所がよくないということです。工場 자체が目をつけてくれませんので、わたしどものところに農免道路がございますが、ああいう道路を考えられて、工場のきよい条件を作つていくことが必要だと思いますが、お答えいただきたい。

▽農道は、さきほどかや野みたいだというお話しがございましたが、非常に痛んでくわやかまでは手がつけられない状態で、各部落とも困っている現状です。

農道の維持管理について

第31回全国植樹祭（三重県菰野）5月25日

“上手に選んで正しく使おう” 5月30日は「消費者の日」



(9) 第84号 広報なかのしま 昭和55年5月15日

病める人が、あなたの血液を
待っています！

一 五回以上の献血者を表彰します」と回覧でお知らせしたところ、つぎのようによに四十二名もの方々から申請があり、大変喜んでおります。献血も、みんなのご理解とご協力により年々増えておりますが、血液の需要は、まだまだ足りません。

なお一層のご協力をお願ひします。

42人を表彰

五
回
以
上

献
血
めり
う

五
回
以
上
獻
血
者
(敬称略)

=不動産取得税についてお知らせ=

住宅や住宅用土地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置が、次のように改正されました。
(地方税法昭和55年4月1日改正)

【主な改正点】

- 中古住宅やその土地の取得についても軽減されることになったこと。
- 新築住宅等については、一定の要件のものについて適用することとした。
- 軽減措置を受けるためには、申告をすることが必要となったこと。

(軽減措置の適用については、次表のとおりです)

取 得 区 分	適 用 要 件	軽 減 措 置	適 用 期 日	申告開始期日	備 考
住 宅 の 取 得	特例適用住宅 (☞右の適用要件に該当する住宅をいいます。)の建築による取得 (新築未使用住宅の購入を含む。) 1.床面積……165m ² 以下であること。 ※区分所有される住宅(共同住宅等)については、専用(居住)面積に共用(共同)部分をあん分して加えます。 2.価格(固定資産評価基準に基づく価格で、取得価額ではありません。以下において同じ。)……1m ² 当たり87,000円以下であること。	要件のすべてに該当した場合、価格から350万円(税額にして10万5千円相当)を控除します。	◆昭和55年 7月1日(新築未使用住宅の購入について)は昭和55年4月1日(既存住宅の購入について)以降の取得から適用されます。	◆昭和55年 7月1日以降の取得(新築未使用住宅の購入を含む。)から必要です。	住宅の建築後、①その住宅と一構となる住宅を新築した場合、②その住宅に増築した場合は、その前の前の住宅の面積と価格によって要件を判断します。
既存(中古)住宅 (☞右の適用要件に該当する住宅をいいます。)の取得	1.床面積……40m ² 以上、かつ165m ² 以下であること。 ※区分所有される住宅にあっては、特例適用住宅と同じです。 2.価格……77,000円以下であること。 3.その住宅の新築年月日……取得の日以前10年内であること。 4.その住宅譲渡人(売主等)……譲渡(売買等)の日まで引き続き3年以上所有し、かつ、その譲渡(売買等)の日以前2年内に居住の用に供した者であること。	要件のすべてに該当した場合、価格からその住宅が新築された年に応じて最高350万円(税額にして10万5千円)相当までを控除します。	◆昭和55年 4月1日以降の取得から適用されます。	◆昭和55年 4月1日以降の取得から必要です。	この既存住宅を取得した日以前1年内に、所有する住宅に居住していたことがなかった個人、取得した既存住宅を自己の居住の用に供する場合に限ります。
土 地 の 取 得	特 例 適 用 住 宅 (上欄参照) の用に供する土地の取得	1.土地を取得したが (ア)その土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合 (イ)その土地を取得した日以前1年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 2.新築特例適用住宅で未使用のもの及びその土地を、その住宅の新築された日から1年以内に取得した場合 3.一定の者が購入した一定の特例適用住宅及びその土地を、その購入の日から1年以内にその者から購入した場合	税額から一般的には4万5千円までを減額します。	◆昭和55年 4月1日以降の土地の取得から適用されます。	1.最初に土地を取得してから1年以内にその土地の隣接地を取得した場合は、前後の土地をもって一の土地とみなします。 2.特例適用住宅については、上欄で説明した特例適用住宅と同じです。
既存(中古)住宅 (☞右の適用要件に該当する住宅をいいます。)の取得	1.土地を取得したが (ア)その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある既存住宅を取得した場合 (イ)その土地を取得した日以前1年の期間内にその土地の上にある既存住宅を取得していた場合			◆昭和55年 4月1日以降の取得から必要です。	その土地を取得した日又はその土地の上にある既存住宅を取得した日以前1年内に、所有する住宅に居住していたことがない者に限ります。

〔軽減措置の適用を受けるための必要な手續〕

軽減措置の適用を受けた場合の申告手順

軽減措置の適用を受けられる住宅や住宅用土地を取得（土地を取得した人で、2年以内にその土地の上に住宅を新築する予定の人、又は、1年以内にその土地の上にある既存住宅を取得する予定の人も含む。）したときは、取得の日から60日以内に上記軽減措置の適用があるべき旨の申告をする必要があります。この申告がない場合、又は、申告期間を過ぎた場合は軽減措置の適用は受けられませんので十分注意してください。

なお、やむを得ない理由によって、申告期限までに申告することができなかった場合でも、当分の間適用を受けられる場合がありますので財務事務所にお問い合わせください。

◆申告書および申告書に必要な添付書類、あるいはもっと詳しいことをお知りになりたい場合は、三条財務事務所、役場税務課にお尋ねください。

“時は金なり” 6月10日は「時の記念日」

第84号 広報なかのしま 昭和55年5月15日

▽このたび大口部落が見附市上水道に加入されると聞いておりますが、これに対し見附市上水道からの程度の助成をされるのか、村としてはどの程度の助成をされるのかお聞かせ願いたい。

大口部落の上水道加入について

●池上企画課長

▼農村総合整備事業は、五十五年度が計画策定の年度で、来年度がモデル事業の計画の年度でございます。したがいまして事業実施は五十七年度になるわけでございます。農村総合整備計画の内容につきましては、農村の現状と問題点、農村総合整備の構想整備計画と大きな柱はこれ三つでございまして、本村の農業の現状はどのような形であるのか、問題点はどのような形であるのかということを踏まえて、

●池上企画課長

大口部落の 上水道加入について



A black and white cartoon illustration of a man with glasses and a mustache, wearing a suit and tie, sitting at a desk and holding his chin in thought. He is looking towards the right side of the frame.

▽このたび中之島村も農村総合整備モデル事業が取り入れられ、五十五年度から計画書の作成に入ると聞かされております。この計画を作るには、各地域のいろいろなことを吸収されて計画に移されると聞いておりますが、どのような考え方で住民の要望をまとめられるのかお聞かせ願いたい。それとこれら各種の事業については、住民に十分な啓蒙が必要だと思いますが、この啓蒙の方法はどのようにされるのか、合わせてお聞かせ願いたい。

農村総合整備 モデル事業について

計画の策定に入ります。次年度は具体的にどのよ
うなモデル事業を進めるべきかということをございま
すが、まず第一に農業生産基盤の整備事業、第二に
農村環境の基盤整備事業がございます。第三は農村
環境施設の整備事業でございます。この計画につき

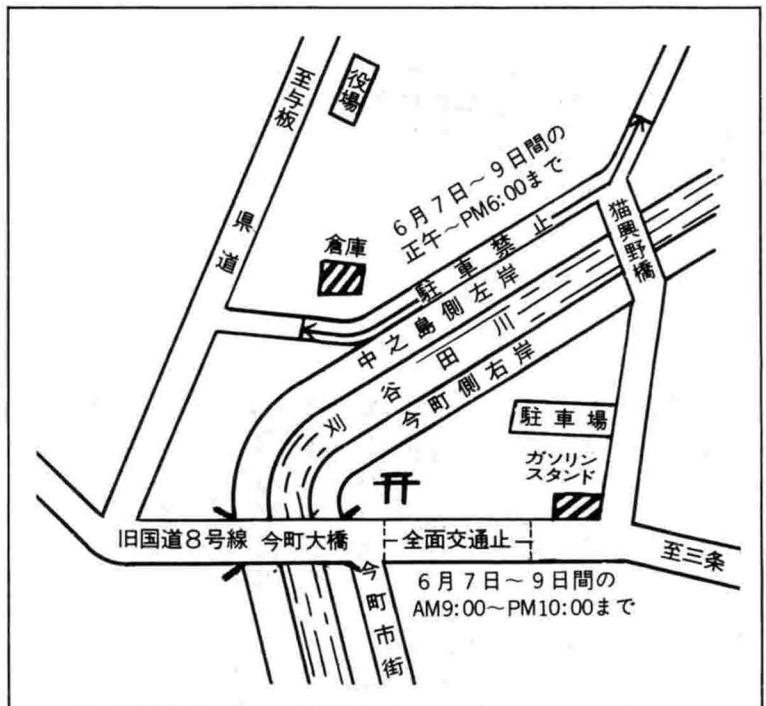
 赤十字は人道・博愛・平和のシンボル 

日本赤十字社は、『社員』を基礎とする特
殊法人です。ここでいう『社員』とは、赤
十字の人道・博愛の精神やそれに基づく事
業活動を理解し、自分自身の善意や善行を
赤十字に託して、その事業や思想の発展を
のぞみ、赤十字社員であることを誇りとし、
毎年定めた社費（年額五〇〇円以上）を
拠出して財政面での支援を行なうのです。
したがつて、『社員』が増えれば増えるほ
ど、赤十字の財政基盤は強固になり、その
諸事業活動は必然的に活発化するわけです。
『社員』が支える赤十字は純民間人による
自主的な雑志の奉仕団体にはなりません。
年額五〇〇円以上を拠出する赤十字社員
の具体的な権利としては、①本社の役員、
代議員を選出したり、されたりすること。
②毎事業年度の事業報告、収支決算の報告
を受けること、③社業の運営に関し代議員
を通じて意見をのべること、④支部の評議
員に選出されること、などがあります。
また、『社員』には、法人社員の制度もあ
つて、会社、団体などの法人でも『社員』
になれます。

ちなみに、昭和五十四年三月末現在の赤
十字社員数は、全国で個人社員千二百四十四
八万八千百二十人、法人社員二十一万二千
九百八十社となっています。

入会手続き等詳しくは、役場住民福祉課
へお問い合わせください。

“水を大切に” 水道週間 6月1日～6月7日



大麻合戦期間中の 交通規制および駐車場

先ほど配布しました広報なかのしま五月号の図に、一部不備な点がありましたので、改めて掲載いたします。
交通の防げにならないよう指定された駐車場以外は駐車しないようお願いします。

ゼロ
死亡事故0・1,000日目標
7/4日でストップ。

考え方
だいじな水の使い方
水道週間
6月1日(日)~7日(土)

◆訂正とお詫び◆

先ほど配布しました広報なかのしま5月号に一部訂正箇所がありました。ここに訂正し、深くお詫びいたします。

- 表紙 人口のうごき
- 4月1日
- 4月30日
- 5ページ 村長答弁
- ～から1月4日まで～
- ～から1月3日まで～
- 10ページ 16ミリ映写機の講習会
- PM6:30～PM5:30
- PM6:30～PM9:30
- 12ページ おくやみ
- 吉野ノブ 47
- 吉野ノブ 75



“飲んだら乗るな
乗るなら飲むな”

協力を願います。

最近、村内では飲酒運転による事故が多発し、五月十九日には、とうとう一名の尊い命が失われました。翌二〇日、交通安全緊急対策会議（駐在所・交通指導員・事務局のメンバー）を開き、飲酒運転を追放するための諸活動・行事を検討し、あらゆる方面から村民に呼びかけることを決議しました。

飲酒運転は
村民あげて追放しよう

広報 なかのしま 号外

5月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 02586(6)2002

投票日は

6月22日

衆議院議員総選挙 最高裁・裁判官国民審査 参議院議員通常選挙

選挙は、あなたが政治に参加する最大のチャンスです。
よりよい明日のために、よく考えて投票しましょう。

■選挙のできる人

▽昭和35年6月23日までに生まれ、今年の2月28日以前に中之島村の住民基本台帳に登録されている人。
▽今年の2月29日以降に転入届を出された人は、前の住所地で投票ができます。

■不在者投票について

投票日当日、やむを得ない用務等で投票所にいけない人は中之島村役場（選管事務局）または、指定病院で不在者投票をして下さい。

▽期日	参議院議員通常選挙 5月30日～6月21日 衆議院議員総選挙 6月2日～6月21日 最高裁・裁判官国民審査 6月12日～6月21日
▽時間	午前8時30分～午後5時（土・日を問わず）
▽選挙人名簿の縦覧	▽もつくるもの……印かん
▽その他……重度身体障害者を対象に「郵便による不在者投票制度」があります。	▽その他……重度身体障害者を対象に「郵便による不在者投票制度」があります。
▽不明の点がありましたら選管管理委員会におたずねください。 02586(6)2002	△投票日当日、やむを得ない用務等で投票所にいけない人は中之島村役場（選管事務局）または、指定病院で不在者投票をして下さい。